

【鎌倉憲法カフェの提言】

『憲法九条』の『理想と現実』

★国民は『理想と現実』の分別に留意しよう

安倍政権は国会を解散、衆議院選の火蓋が切られました
安倍首相が解散に踏み切った主目的は、憲法改正阻止を図る
メディアの反撃を振り切って念願の改憲を果たすことでしょう
小池新党「希望の党」が改憲を踏み絵に民進党議員を絞り込み、
民進党の護憲派議員が立憲民主党に圧縮されたことから、
憲法改正への期待が大きく膨らむことになりました
民進党改憲派前原委員長長の持論「政権の担える党」を目指して
民進党議員を篩にかける意向が背景にあったと想像されます

今日の世論には、国防に対する危機感がない、多くの国民が
そういう印象を持たれると思いますが、その主たる原因は
『理想と現実』を混同した報道にあるように思われます
その典型的な例が、「自衛隊も日米安保も憲法違反」とする
10月7日ネット党首討論会での日本共産党の発言に見られます

日本共産党志位和夫委員長は、日本維新の会の松井一郎代表の「自衛隊をなくすのか」との質問に対し、「国民の多数の合意が成熟して初めて解消に向けた措置を取ることができる」すなわち、自衛隊は憲法違反であっても、国民の自衛隊解消の合意が熟さない限り、解消しないで使うと回答しているのです。安倍首相が「志位氏が首相になり、『自衛隊は違憲』といった瞬間に自衛隊法は違憲立法となる。この間に侵略を受けたらどうなるのか。災害出動もできない」「自衛隊の諸君は命がけで日本人の命を守る。『自分たちは違憲だと思うが、災害があったら皆さん命をかけて国民の命を守ってください』というのは無責任だ。この状況こそが政治の場に携わる者の責任だ」と、憲法9条に自衛隊の存在を明記する改憲案の意義を強調します。

さらに公明党の山口那津男代表、小池百合子代表の質問に合い、志位氏は最終的に次のように答えているのです。

「私たちが参加した政権が、全ての国々と平和的な友好関係を作る。日本を取り巻く平和的な環境が熟する。それをみて国民の圧倒的多数が『もう自衛隊がなくても安心だ』となれば、初めて9条の完全実施（自衛隊の解消）ということだ」

この志位氏の言葉は、理想というよりもお伽噺の世界です。何時実現するのか判らない仮定を前提に、自衛隊も日米安保も違憲だとして「日本の国防」を否定する、これは正に詐術です。

安倍首相以下一同が首をひねったのも当然のことでしたが、日本の社会主義化を綱領とする共産党には改憲は禁忌なのです。日本の防衛力が弱い程共産化し易いということなのでしょう。一方、共産党と候補一本化を図る立憲民主党枝野幸男代表は、自衛隊を合憲とした上で安倍首相の改憲案を次の通り批判「自衛隊は違憲と皆さんがいう状況ならどう変えるか考えないといけませんが、国民の圧倒的多数も私も合憲だと思っている。(違憲論の多い) 学者は普通の国民と違った反応が出てくる」平成 27 年の安全保障関連法の国会審議で、憲法学者の違憲論を根拠に反対姿勢を強めていた枝野氏の変節に、安倍首相は「自衛隊の気持ちを分かっていない議論だ」と切り捨てます。確かに枝野氏の発言は、自衛隊の法的根拠を理解しているとは思えない、これについては別項で解説したいと思います。

安保法案に絡み「安倍政権は日本を戦争の出来る国にする」と多くのメディアが報道して日本の軍備を非難していましたがその根底には、憲法 9 条について、当時の日本国民が軍備を放棄して反戦を誓ったかのような誤った解釈の流布があります。しかし、日本国民が自ら軍備を放棄する筈も事実ありません。憲法 9 条は、連合国が日本に軍備の放棄を強要したものです。憲法制定当時は、国連の安全保障への期待がありましたが、朝鮮戦争によってその期待が破られたため、日本の国防は自衛隊と日米安保条約に託されて今日に至るのです。

★ 国民は『自衛隊』の法的根拠を理解しよう

立憲民主党枝野代表が自衛隊が概ね国民に認知されたことを理由に、安倍首相のいう憲法への自衛隊明記に反対しました
同趣旨の改憲不要論は、「立憲デモクラシーの会」からも、
5月3日の安倍首相発言に対する反論として発信されています
<http://www.asahi.com/articles/ASK5Q4JWYK5QUT1L03M.html>

「自衛隊はすでに国民に広く受け入れられた存在で、それを憲法に明記すること自体に意味はない。不必要な改正である。」

国民が受け入れたら改憲不要、これは法律論ではありません
1954年（昭和29年）7月自衛隊法が施行されて以降、長い間
自衛官とその家族は、「税金泥棒」「憲法違反」と誹謗され、
市民からの投石、学校でのいじめなど迫害を受けてきました
1971年（昭和46年）には、自衛官が新左翼の学生に刺殺され、
朝日ジャーナル等の記者が犯人の証拠隠滅に協力、逃走資金の
提供を行った埼玉県：朝霞自衛官殺害事件が発生しています
日教組指導による次のような教師の人権侵害も多発しています

「大野君のお父さんは自衛官です。自衛隊は人を殺すのが仕事です。しかも憲法違反の集団です。みんな、大きくなっても大野君のお父さんのようにならないようにしましょう。
先生たちは自衛隊や安保をなくすために闘っているのです」

こういう事件が頻発した背景には、政府が設置した自衛隊の前身、警察予備隊が憲法9条違反問題を抱えていたからです。1950年（昭和25年）6月朝鮮戦争が勃発すると、駐留米軍は順次朝鮮半島に出動、7月、マッカーサー元帥は国内治安を危惧、吉田茂首相に「事変・暴動等に備える治安警察隊」75,000名の創設を要望、8月、吉田茂首相は「警察予備隊」を創設します。国連軍が中共軍の参戦によってソウルまで退却する事態に、元帥は警察予備隊の重武装化、戦線への投入を図ろうとします。米国の占領政策は1948年5月、ケネス・ロイヤル陸軍長官がフォレストル国防長官に提出した答申「日本の限定的再軍備」により緩和されていましたが、国務省は重装備化に反対します。

米国内の対立に加え、GHQの上部組織「極東委員会」でも警察予備隊の創設、再武装化はポツダム宣言や憲法第9条に抵触するとソ連が牽制、国内でも社会党左派・共産主義者が連携して国会で問題視、このような問題を抱えて生まれた警察予備隊が発展して、昭和29年自衛隊となったのです。

吉田政権は憲法9条との関係について、次の見解をとります。「憲法の定める国民の基本的人権を護る政府の責任上、憲法は自衛権の放棄を定めたものではなく、自衛のための必要最小限度の実力は憲法第9条第2項にいう『戦力』には該当しない」。自衛隊は、敵地攻撃力も無い必要最小限の実力とされたのです。

昭和 29 年に創設された自衛隊は、既に日本は独立しており、警察予備隊時代の極東委員会の批判は関係がなくなります。米国務省の重装備化に対する反対も徐々に緩和されていきます。

ところが、憲法違反を主張して自民党と対立する社会党・共産党等が政争を論拠に自衛官迫害に走ったということです。これら自衛官迫害の元凶の流れを汲む護憲政党、護憲の会が、軽々しく国民の多くが自衛隊を容認しているから改憲までは必要ないとする態度に、安倍首相が不快感を示すのは当然です。特に憲法学会の重鎮が居並ぶ「立憲デモの会」は、次の通り従来から過半の会員が自衛隊は憲法違反と主張していました。国民の容認という曖昧な理由で改憲不要とは、同会としての自衛隊合憲宣言でもなく、単なる安倍おろし発言なのでしょう。2015 年 6 月下旬の憲法学者への朝日新聞アンケートによれば、憲法学者 122 人のうち、自衛隊の存在が「憲法違反にあたる」50 人（41%）、「憲法違反の可能性がある」27 人（22%）で合計 77 人（63%）と「合憲」28 人（23%）、「合憲可能性」13 人（11%）の合計 41 人（34%）を大きく上回っています。

「立憲デモの会」の反論メッセージには次の言葉も見えます。

「自衛隊が違憲だと主張する憲法学者を黙らせることが目的だとすると、自分の腹の虫をおさめるための改憲であって、憲法の私物化に他ならない。」

他方、現状を追認するだけだから問題はないとも言えない。長年、歴代の政府が違憲だと言い続けてきた集団的自衛権の行使に、9条の条文を変えないまま解釈変更によって踏み込んだ安倍首相である。自衛隊の存在を憲法に明記すれば、今度は何が可能だと言い始めるか、予測は困難である。」

安倍首相の自衛隊明記案は、自衛隊合憲の明確化が自衛官の士気に関わるという配慮から、護憲派に一步譲ってでも改憲を優先させたのか、それとも、自衛隊明記とすることによって憲法問題を国民により解り易くしたのか、それは不明です。何れにせよ、日本の民主主義の生んだ総理大臣の改憲案を憲法の私物化と解釈するのは学者としての品格が疑われます。9条2項との矛盾を問題にするなら、国民の誰が読んでも解り易い法文に改定するのが、法学者の本分ではないでしょうか。集団的自衛権の問題は、憲法に明文の規定がありませんから、日米安全保障条約の規定通り米軍防護を可能にしたのです。正当な理由があれば、解釈が変わるのは自然なことであり、国連加盟国で集団的自衛権の無い国は無いのです。

「立憲デモクラシーの会」は、2014年に安倍政権への批判、「憲法に基づく政治を取り戻すこと」を目的に設立され、樋口陽一（東大名誉教授・憲法学）と山口二郎（法政大学・政治学）を共同代表、各地大学教授を呼びかけ人としています。

安倍政権に対抗して出来た「護憲有志の会」のようですが、
先に引用した反論メッセージの次の文章をご覧ください

「安倍首相は北朝鮮情勢の『緊迫』を奇貨として9条の『改正』を提案したのであるが、たとえ日本が9条を廃止して平和主義をかなぐり捨てようとも、体制の維持そのものを目的とする北朝鮮が核兵器やミサイルの開発を放棄することは期待できない。憲法による拘束を緩めれば、軍拡競争を推し進め、情勢をさらに悪化させるおそれさえある。国民の6割が手をつけることに反対している9条を変更する案としては、理由も必要性も不透明なお粗末な提案と言わざるを得ない。」

先ず前段は、憲法改正の目的が北朝鮮のミサイル開発の防止ではないということをご理解頂ければ済むことでしょう
中段の軍拡競争とは懐かしい言葉ですが、日米安保条約が安泰である限り、憲法を改正しても軍拡競争にはなりません
後段は改憲には国民投票があるのですから問題ないでしょう
国民が懸念すべき問題は、この文章には見出せません

「九条の会」もそうですが、護憲の会には国防意識が無く、
連合国が日本の再軍備を禁じた憲法9条を理想としています
改憲を阻止して日本の国防を危うくする姿勢は不気味なのです

★ 『憲法9条』に潜む共産主義の陰

1952年（昭和27年）に日本は独立、ポツダム宣言の拘束を逃れましたが、自衛隊の憲法問題は長く政争の的になります。1955年（昭和30年）憲法9条を改正して自衛隊の合憲性を明確化したい改憲派自民党、違憲に拘る護憲派社会党の対立の構図が完成、日米安保条約を巡る60年安保の激突を迎えます。安保条約は、敵地攻撃力も無い最小限の実力とされた自衛隊を、米国の軍事力で補おうとする岸信介首相主導の国防策でした。安保闘争、憲法9条を巡る与野党激突の背後には、日本を巡る冷戦の陰、東西両陣営による勢力争いの側面がありました。

1960年（昭和35年）1月27日 安保条約に反対するソ連は、1956年日ソ共同宣言で確約された「平和条約締結後に歯舞群島・色丹島を返還」には、外国軍隊の撤退が条件と表明します。安保反対活動の中核、社会党や共産党、総評にソ連が多大な経済援助を行っていた事実を、ソ連の対日政策を担当していたイワン・コワレンコ氏の『対日工作の回想』は明かしています。同書は、1950年にスターリンが、朝鮮戦争に備え日本共産党に武装闘争を要求した事実、その目的が米軍の兵站基地である日本を混乱させ、米軍の日本撤退をも視野に入れていたと語っており、朝鮮戦争へのソ連の関与を明確にしています。

5月9日、中国北京では約100万人が参加、「日米軍事同盟に反対する日本国民を支援する大集会」が開催されていました

全学連の参加などもあり、史上稀な壮絶な政権闘争を経て、安保条約は強行採決により結着、岸内閣は騒乱の責任をとる形で総辞職に追い込まれ池田所得倍増内閣が誕生します
戦後日本の国防体制を確立すると同時に、日米の同盟関係を基軸に米国の経済援助を引出した岸内閣の功績は偉大です

日米安保条約には、護憲派に譲歩して日本の米軍防衛義務を個別的自衛権とする瑕疵があり、米国側に不満を残しました
2015年の安保法制で改善されましたが、憲法9条の制約があり

非常に解り難い上に完全な集団的自衛権とは言えません

日米安保条約は既に十年間の契約期間が終了し、一年毎の更新状態にあり、条約破棄の口実を遺すことは好ましくありません

日本が他国の侵略を受けた際、自衛隊が自ら自衛の主体となり日本防衛に命懸けで加勢する米兵を迷いなく防衛出来ること、

これは条約上日本に課せられた義務であり、道義的責任です

安倍首相は、祖父岸信介の遺した負の遺産を清算すべく果敢に憲法改正に取り組みますが、そこに立ちはだかるのが前述の

「立憲デモクラシーの会」であり、加藤周一や大江健三郎らが

結成した「九条の会」などの護憲派の知識人グループです

彼等は憲法9条を曲解して、これを根拠に国防を否定します

連合国が占領下日本に「世界制覇を企てた侵略国」の烙印を捺し、自衛権を奪った憲法 9 条を、日本国民が自ら国防を放棄、国家を侵略者の手に委ねたかのように解釈し流布して来ました

憲法制定の経緯はこのような解釈を完全に否定しています
ルーズベルトの社会主義政権を引き継いだトルーマン大統領は、

ポツダム宣言に於いて日本の再軍備を否定しましたが、マッカーサー元帥は、「自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。」としながらも、日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。」と世界平和を目指し発足して間もない国連の理想を示唆しました

1950 年（昭和 25 年）マッカーサー元帥は年頭の挨拶で日本国民に向って占領政策を反省、日本の再軍備を訴えました
憲法 9 条の前提、国連による平和維持が不全になったからです
日本の世論は、国連の安全保障機能が麻痺しているにも拘らず護憲運動に加担して「日本の国防」を危うくしています
世界の全ての国・組織が軍備を放棄することは理想ですが、日本が憲法 9 条を掲げて以降、これに追随する国は皆無です
国連の理想が実現されない現状で、自衛隊と日米安保で身を固めながら憲法 9 条を掲げる日本を、世界は観ています
世界に警察の無い国はない様に国防を放棄する国もありません
戦勝国が日本国民に下した非武装命令である憲法 9 条は、国連の理想が麻痺した現在、改正されるべき運命にあるのです

安倍政権が改憲の方針を打ち出して以降、森友・加計両学園の安倍おろし「刊か」旋風が吹き荒れ、国会を空転させました。恰も収賄疑獄のように見せかける「刊か」旋風を仕組んだのは慰安婦問題を捏造、反日で定評のある「朝日新聞」のようです。小川榮太郎氏の新刊「徹底検証『森友・加計事件』—朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪」は、両事件を安倍首相の犯罪に仕立てた朝日新聞の手口を暴き、報道犯罪と断定しています。北朝鮮問題や予算審議に当るべき重要な時期に野党議員や他のメディアを巻き込んだ愚劣な事件は、国民の膨大な血税を浪費させた犯罪であり、国益に反する言論の自由の濫用です。

この報道犯罪の動機が、憲法改正の阻止にあることは明白です。冷戦が終結して共産主義が共産党一党独裁による恐怖政治と判明したにも拘らず、日本にはマルクス主義文化が生きている。ルーズベルト容共政権の遺物、日本国憲法を死守しようとするこれらの勢力は国民の敵、社会から排除する必要があります。

自衛隊の軍事力は、憲法上戦力ではないとされていますが、世界有数のその実力は、憲法解釈の許す限度を超えています。

自衛隊が無ければ日米安保条約も成り立ちません。

米国が一方的に若者の生命を日本の防衛に注ぐ筈がないのです。

安倍政権による「憲法改正」は喫緊の課題なのです。